

中期目標(素案)に対する意見等に対する県の考え方

資料 1 - 4

No	委員・所属	項目	素案の内容	意見等	回答案	修正
1	見通し等懇談会構成員	全般		第4期中期目標の素案の基調が全般にいつもと変わらない感じ。厳しさに欠ける感じがする。もう少し、危機的状況に有る事を強く打ち出しても良いように思います。例えば、財政的状況について、課長が8日の県会で答えられているように。危機的状況とか。ダウンサイジングとかベッド数削減もやむを得ないとか。一番気になったのは、今回の中期計画の中で最も危機的な状況の一つは、医師不足の深刻さだと思います。看護師もそうでしょう。それに対する機構の対応が他人事のように考えている。県は、もう少し、危機感を喚起しても良いのではないですか。	第4期中期目標(案)では病院の果たす役割や財務内容の改善に向けた取組の方向性を第3期に比べて詳しく記載しました。また、各病院の役割においても病院の診療科の重点化や病床数の適正化の検討等を求めています。ご指摘のとおり厳しい財政状況への対応について、素案になかった前文を追加いたしました。引き続き県と機構で共有し対策を講じてまいります。	あり
2	保健福祉事務所	全般		「へき地」という語は、「過疎地域」の方がよいのではないかと。	「へき地」の文言は、長野県保健医療計画内にもある「へき地医療」と合わせた表現です。	なし
3	評価委員	全般		「今後の見通し・経営検討懇談会」で出されている様々な意見を踏まえて、第1歩をスタートする期間となるのが良いと思います	ご指摘のとおりです。今後の方向性については、懇談会での意見を踏まえ検討を進めてまいります。	なし
4	保健福祉事務所	第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		何のサービスか不明なため、追加してはどうか 第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項	地方独立行政法人法において規定されている表現と同様の表記としています。	なし
5	保健福祉事務所	第2-1 県立病院が担うべき医療等の提供		【意見】県の医療施策として、求められる医療を確実に提供すること」ということも必要ではないかと。	ご指摘の事項は、「医療ニーズの変化等を見据えた効率的・効果的で質の高い医療の提供」という表現で記載しています。	なし
6	保健福祉事務所	第2-1 県立病院が担うべき医療等の提供	各病院は、今後の人口減少や地域の医療ニーズの変化等を見据えた効率的で質の高い医療の提供により持続可能な医療提供体制を確保するとともに、必要に応じて見直しを図ること。	医療の質の観点から追加してはどうか 各病院は、今後の人口減少や地域の医療ニーズの変化等を見据えた効率的・効果的で質の高い医療の提供により持続可能な医療提供体制を確保するとともに、必要に応じて見直しを図ること。	ご指摘のとおり修正しました。	あり
7	保健福祉事務所	第2-1 県立病院が担うべき医療等の提供		各病院の記載の前に「2 県立病院が重点的に取り組む医療」を入れた方が分かりやすい。	各病院が重点的に取り組む事項は、「1 県立病院が担うべき医療等の提供」で記載しています。	なし
8	保健・疾病対策課	第2-1(1)信州医療センター	ウ がん診療連携拠点病院との連携を強化するとともに、がん診療機能の向上を図ること。	がん医療提供体制の均てん化・集約化の推進の観点からは、当該地域において、当該病院の「がん診療機能の向上」を求めていくことについては、検討が必要と思われる。 よって、第3期中期目標を踏襲し次の記載とすることを提案したい。 「がん診療連携拠点病院との連携を強化するなど、がん診療機能の向上を図ること。」	ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。	あり
9	医療政策課	第2-1 (3)阿南病院 (4)木曽病院		(3)(4)のイの文章中の文言について、「無医地区への巡回診療」を「無医地区等への巡回診療」に修正してはどうか。 (理由) ・へき地医療拠点病院の指定要件(必須事業)は、「巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること」があり、ここでいう「へき地」には「無医地区」だけでなく「準無医地区」を含むため。 ・阿南病院、木曽病院が現在行っている巡回診療は、準無医地区対象のため。 ・厚労省が行っている「無医地区等調査」は、無医地区及び準無医地区を含む調査となっており、無医地区及び準無医地区を「無医地区等」と括る。	ご指摘のとおり修正しました。	あり
10	医療政策課	第2-1 (3)阿南病院 等		複数の箇所で使用されている類似用語を整理してはどうか。 第2 1(3) ウ 「オンライン診療をはじめとしたICTの利活用」 第2 1(4) ウ 「オンライン診療をはじめとしたICTの利活用」 第2 4(3) 「先端技術の活用」、「医療DXの推進」、「先端技術を活用した遠隔診療」 第3 前文 「デジタル技術も活用した」 第3 4 「先端技術を活用した遠隔医療」	第2-4(3)を以下のとおり修正しました。 「(3)医療DX 各病院は国が進める医療DXへ対応し、医療分野におけるデジタル技術を活用することで、医師をはじめとする医療従事者の負担軽減及び業務の効率化を推進するとともに、地域の診療機能を充実させること。」 第3-4はご指摘の箇所を「オンライン診療」に修正しました。	あり

No	委員・所属	項目	素案の内容	意見等	回答案	修正
11	保健福祉事務所	第2-1(4)木曽病院	イ へき地医療拠点病院として、救急医療体制を維持するとともに、へき地における住民の医療を確保するため、無医地区への巡回診療や、医師不足に悩むへき地診療所を支援すること。	【意見】へき地医療拠点としての役割ではないのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。	あり
12	保健福祉事務所	第2-1(4)木曽病院		「他病院との更なる機能分化、連携強化」と記されているが、素案(4)の3～5に直接その文言に関連する記述がないため示すべき。	ご指摘の記載は、第2の冒頭に以下の表現で記載していますのでご理解ください。 「病院機構は、安全・安心な医療を提供し、県民の健康の維持及び増進を図ること。また、地域の医療機関との機能分化・連携の推進及び病院機構各病院間の連携強化を図るとともに、医療人材の養成などにより県内医療水準の向上に努めること。」	なし
13	保健福祉事務所	第2-1(4)木曽病院		「公立病院経営強化ガイドライン」の「③不採算・特殊部門に関わる医療の提供」に関連した記述が素案にないため示すべき。	「木曽地域唯一の有床医療機関として、へき地における急性期機能の維持と回復期・慢性期機能を充実させるとともに、地域の医療ニーズに適応した外来・在宅医療を提供すること。」という記載により、病院の特殊性等について記載していますのでご理解ください。	なし
14	保健福祉事務所	第2-1(4)木曽病院	ク 外来機能(特に眼科、耳鼻科、皮膚科、整形外科等)の維持を図ること。	【意見】専門科に特化しすぎでは、内科系もいれたほうがよいのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。(外来機能維持については、病院の冒頭部分に記載しています。)	あり
15	保健・疾病対策課	第2-1(4)木曽病院	オ 地域がん診療病院として、がん患者の診療及び相談支援体制の充実に努めること。	第3期中期目標においては、「がん診療連携拠点病院との連携」が記載されていたところ。 状況に特段変化はないと思われることから、引続き、同病院との連携について、次のとおり記載することを提案したい。 「地域がん診療病院として、がん診療連携拠点病院と連携を図るとともに、がん患者の診療及び相談支援体制の充実に努めること。」	ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。	あり
16	保健・疾病対策課	第2-1(5)こども病院	オ 小児がん連携病院として、信州大学医学部附属病院と連携して小児がんの診療機能向上を図ること。	厚生労働省の定める「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」においては、小児がん連携病院は、小児がん拠点病院等と連携することとされており、信州大学附属病院は、こども病院と同様、小児がん連携病院に指定されているところ。 そのため、「小児がん連携病院」指定制度における第一義的な連携先は、小児がん拠点病院になると思われる。 よって、次のとおり記載することを提案したい。 「小児がん連携病院として、小児がん拠点病院等と連携を図るとともに、信州大学医学部附属病院とも連携して小児がんの診療機能向上を図ること。」	ご指摘のとおり修正しました。	あり
17	障がい者支援課	第2-1(5)こども病院	エ 医療的ケア児に対する診療・支援体制の整備と支援人材の育成・研修に係る関係機関と連携して取り組むこと。	医療的ケア児に対する診療体制の整備については、小児地域医療センター(9病院)との連携が欠かせない。また、支援体制の整備と支援人材の育成・研修については、医療的ケア児等支援センターとの協力が欠かせないことから、「医療的ケア児に対する診療・支援体制の整備と支援人材の育成研修に、小児地域医療センター、医療的ケア児等支援センター等関係機関と連携・協力して取り組むこと」と明記してはどうか。	ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。	あり
18	パブリックコメント	第2-2(1)地域医療構想への対応	病床機能や病床数の検討・適正化について。	新型コロナウイルス感染症では医療機関の充実の必要性が明らかになりました。全国的に感染が拡大し「医療崩壊」を招きました。この背景には国による医療提供体制の再編・縮小・抑制政策があるのだと考えています。今後も予想される新興感染症の蔓延や災害などの不測の事態に対する医療ニーズへの備えは重要です。病床数の検討においては、不測の事態に対応するための空きベッド(空床)とそれに対応する職員を常時確保していただきたいです。県立病院として、県民が安心して医療が受けられる「ゆとりある」医療提供体制の構築を目指す運営を進めてください。	●災害、感染症については、第2-1に以下のとおり記載しています。 「また、災害又は新興感染症対応においては、各病院の機能や役割に応じた必要な医療を提供できる体制を他の医療機関等と連携のうえ整えること。」 ご意見の趣旨を踏まえて、県民の皆様が新興感染症や災害時などの非常時においても安心して医療が受けられる体制を構築してまいります。	なし
19	パブリックコメント	第2-2(2)地域包括ケアシステムの推進	こころの医療センター駒ヶ根について。	精神障がい者の地域生活、地域移行・定着は喫緊の課題です。地域生活を支援する取り組みとして、グループホームや住宅の整備にも力を入れてください。P.1の1県立病院が担うべき医療等の提供の「こころの医療センター駒ヶ根」の欄に、「精神障がい者が自宅や地域での暮らしができるように支援サービスの充実を図ることで、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します」の一文を加えてください。(センターの役割をしっかりと明記する。)	●前段については、ご要望の趣旨を所管の課室へ伝えてまいります。 ●後段については、第2の2(2)「地域包括ケアシステムの推進」において、「こころの医療センター駒ヶ根は、デイケア・訪問看護を充実させることで、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。」と役割を明記していますのでご理解ください。	なし
20	見通し等懇談会構成員	第2-2(2)地域包括ケアシステムの推進		1. 地域コミュニティの拠点の件。 これは、信州医療センターは除きます。木曽や阿南のような人口が減少の激しいところでは、病院が地域のコミュニティを守るために大きな役割を果たし、共存共栄を図るべきと思う。相澤孝夫先生も同じような事を言っています。	中期目標には医療サービスの内容等について明記するため、地域コミュニティについて直接記載していませんが、懇談会での議論を踏まえたご意見の趣旨は県も認識するとともに病院機構(木曽・阿南病院)にも共有してまいります。	なし

No	委員・所属	項目	素案の内容	意見等	回答案	修正
21	パブリックコメント	第2-3(2)機構職員の確保・養成		介護職員の確保について。 介護ニーズが高くなる中で、介護職員の確保・養成は喫緊の課題であり、地域医療の大切な担い手です。機構が力を入れて確保・養成する職種に「介護職員(介護福祉士等)」を明記し取り組んでください。また、機構で働く、介護福祉士にリーダーの役割を担う専門性の高い「認定介護福祉士(日本介護福祉士会の取り組み)」の養成を計画的に取り組んでください。	介護人材の確保は病院運営において重要な事項と認識しており、ご指摘の趣旨につきまして病院機構と共有してまいります。 本中期目標におきましては、病院機能の中核を担う医師・看護師を中心に記載しておりますのでご理解ください。	なし
22	保健福祉事務所	第2 3 医療従事者の養成と専門性の向上	(2) 機構職員の確保・養成 (3) 県内医療技術者の技術水準の向上への貢献	【修正】(2)と(3)の順番を入れ替える。	機構職員の確保を行ったうえで県内医療技術者の技術水準への貢献を行っていく形を想定しているため、記載の順番としていますのでご理解ください。	なし
23	保健福祉事務所	第2-4(2)患者サービスの一層の向上	(2)医療等 サービスの一層の向上	【意見】「等」とは何を指すのか不明。	「直接的な医療」以外のサービスを含んでいるものとご理解ください。	なし
24	パブリックコメント	第2-4(2)患者サービスの一層の向上		医療を受ける権利を守るために。 公的医療機関として県民が経済的・金銭的な不安なく医療にアクセスすることができるように、機構の運営する医療機関においても、「無料低額診療事業(社会福祉法第2条第3項第9号)」をぜひ、実施してください。	県立病院における「無料低額診療事業」の導入につきましては、近隣医療機関との連携に影響を及ぼす可能性があることなどから、慎重に考える必要があると認識しています。	なし
25	評価委員	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 第4 財務内容の改善に関する事項	第3 1業務運営体制の強化 ・適切な職員配置と公正な…… 第4 1経営黒字の確保 (1) (2)費用の抑制 ・最適な職員配置の検討等による	→適切と最適の用語を使用しているが、職員配置について、診療報酬上の配置要件を加味しての配置が必要になるので、双方ともに「適正な」の表現に統一した方がのぞましいと考えます。	ご指摘のとおり修正しました。	あり
26	保健福祉事務所	第3-4 働き方改革への対応	4 働き方改革への対応	【意見】目標として指示しなくても、やるべきことではないか。	働き方改革については第3期中期目標にも記載していたところですが、令和5年度評価結果等からも継続した取組が必要と考えています。	なし
27	保健福祉事務所	第3-5 職員の勤務環境の向上	5 職員の勤務環境の向上	【意見】目標として指示しなくても、やるべきことではないか。	職員の勤務環境向上については第3期中期目標にも記載していたところですが、令和5年度評価結果等からも継続した取組が必要と考えています。	なし
28	評価委員	第4 財務内容の改善に関する事項	病院機構は、経営基盤の強化及び継続的な経営改善と…	病院機構は、経営基盤の強靱化に向けた計画を立て、継続的な経営改善と…	ご意見の趣旨は以下の表現に含まれていると考えています。また、今回追加した前文にもご指摘の趣旨が含まれていますのでご理解ください。 第3-1「目標の達成に向け、業務を健全かつ効率的に運営するための内部統制システムの構築と本部機能の強化に取り組むこと。」 第4-2「投資・財政計画を策定するとともに収益に見合った投資額を設定し、当該計画に基づいた投資判断を行う体制を構築すること。」	なし
29	パブリックコメント	第4-1(1)収益の確保		福祉支援の充実について。 安定的に事業を運営するうえで、収益の確保は必要なことです。未収金対策は課題であると理解しています。一方で、低所得や収入の減少、失業など様々な理由で医療費の支払いが困難となる場合があります。未収金対策においては、各種福祉制度の活用ができるように、社会福祉士などの医療ソーシャルワーカーとの連携をして取り組んでください。	福祉支援の充実は重要な事項と認識しており、各病院に福祉相談員を配置しています。ご意見の趣旨を踏まえ引き続き取り組んでまいります。	なし
30	保健福祉事務所	第4-1(2)費用の抑制	また、今後の人口減少や医療ニーズの変化等を見据えた最適な職員配置や人件費について検討し、第4期最終年度における職員給与費対医業収益比率について、第3期最終年度より著しく改善させること。	【意見】どの位なのか不明。	評価委員会(各年度の業務実績評価)で当該比率の上昇について連続で指摘があることから、より上位目標である経常黒字や資金収支に関する目標を踏まえて、中期計画で病院機構が策定する際に考慮すべき事項として示していますのでご理解ください。	なし
31	評価委員	第4-2 資金収支の均衡	「各病院において資金収支の均衡を図り、中期目標期間の累計で病院機構全体の資金収支を均衡させること。」	この目標と「1 経常黒字の確保」での損益計画は必ず連動するように計画を立てる必要があると考えます。 危惧している点としては、計画立案の際には経常黒字の確保で計画した損益計画と、資金収支の均衡で計画する財源の一部となる損益計画は整合するように対応しますが、その結果はおそらく達成不可能な水準の大幅な経常黒字が必要になるのではないかと、という点です。 病院事業で大幅な経常黒字の確保は現実ではではないため、経常損益が若干の黒字とする計画目標を立てた場合、この損益計画では資金収支の均衡は図れないのではないかと思います。 そのため、資金収支の均衡を目標とすると、損益計画が現実離れた計画になると想定されます。 現時点では損益計画も、それを前提とした資金収支計画も提示されていないため、この目標設定が適切かどうかは判断できないかと思っておりますので、資金収支の均衡と言い切った目標とするのは適切ではないと思っております。 なお、資金計画立案の際に、資金収支の均衡ばかりを意識し、最低限必要な投資額を削減することはあってはならないと考えますので、この点も注意が必要だと考えます。	持続可能な病院経営において資金収支の改善は不可欠と考えています。現在病院機構も未来プロジェクトで資金収支を改善すべく経営改善に取り組んでいます。 加えて、県としては、第3期に資金収支の均衡を目標から削除したことや、トータル投資額設定の考え方がなかったことにより、資金が連続して流出したのではないかと問題意識を持っています。 一方で、令和5年度の決算状況や、令和6年度以降も厳しい状況が続く見込みであることを鑑み、総務省の「公立病院経営強化ガイドライン」の内容も踏まえて、より達成可能性の高い以下の記載に修正しました。 「毎年度資金収支を改善し、中期目標期間中の早期に単年度で資金収支を均衡させること。 また、投資・財政計画を策定するとともに収益に見合った投資額を設定し、当該計画に基づいた投資判断を行う体制を構築すること。」	あり

No	委員・所属	項目	素案の内容	意見等	回答案	修正
32	保健福祉事務所	第5-2 施設整備及び医療機器に関する事項	施設整備及び医療機器の整備に関する事項	施設及び医療機器の整備に関する事項	ご指摘のとおり修正しました。	あり
33	パブリックコメント	第5-3 公立病院経営強化ガイドライン等を踏まえた取組		<p>地域住民が住み続けることができる医療体制の構築について。『経営強化ガイドライン』では、持続可能な地域医療体制を確保するために、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視しています。このことにより、働く医療従事者、職員の業務が過度な負担とならないように、従事者に一定の余裕のある職員配置体制を確保した運営をしてください。</p> <p>自治体が地域の実情を踏まえて、各病院の経営強化に主体的・積極的に取り組むことを否定はしませんが、そもそも、公立病院に民間企業(市場サービス)のような「経営強化」の観点はなじまないように感じます。機構が役割を果たしている地域(特に僻地)の住民が住み続けることのできる医療体制の構築のために、国のガイドラインを機械的に進めるのではなく、患者・地域住民・地域の医療福祉従事者の声を聞きながら運営を進めてください。</p>	<p>県立病院は県民のための病院であり、患者・地域住民・地域の医療福祉従事者の声を聞きながら運営を進めていくことが重要と認識しています。ご指摘を踏まえ、地域の医療ニーズを考慮しながら、効率的・効果的な医療サービスの提供と持続的な経営の両立に努めてまいります。</p>	なし